

既存の高圧ガス設備の耐震補強に向けた改修計画のうち

耐震設計設備にかかる耐震補強の評価実施のご案内

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等のこれまでの想定を超える地震の発生が予想される中、既存の高圧ガス設備の中でも地震により事故発生のリスクが高いと考えられ、最新の基準に適合していない設備は、速やかに耐震性の向上を図る必要があるとし、平成26年5月21日付の通達「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」により、コンビナート等保安規則第2条第1項第22号の特定製造事業所における高圧ガス設備等耐震設計基準の耐震設計設備及びそれらの基礎であって、当該耐震設計基準による重要度がIa及びIに該当するもの（当該耐震設計基準制定前のものを含む。）であって、次のものを除いては、最新の高圧ガス設備等耐震設計基準（レベル2地震動を含む。以下「耐震告示」という。）により評価を実施するか、または最新の知見を踏まえ、当該設備が設置されている地点での最大の地震動を想定した上で耐震評価を行うことが求められています。

- (1) 平成26年1月1日以降に、設置の許可を受けたもの
- (2) 平成26年1月1日時点の耐震告示を満たすことが都道府県に報告されているもの

当該通達において、上記耐震評価の結果、十分な耐震性を有していない設備については、事業者は耐震設計設備及びそれらの基礎について耐震補強に向けた改修計画を策定することが求められています。

高圧ガス保安協会では、当該耐震補強に向けた改修計画のうち耐震設計設備にかかる耐震補強の評価を実施することとなりましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます（耐震設計設備にかかる耐震補強を行おうとする事業者からの申請に基づき行う評価であり、法令上の制度ではなく、協会の自主的な制度として実施させていただきます。）。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に下記担当課までお問い合わせください。

以上

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 高圧ガス課

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

T E L : 03-3436-6103

F A X : 03-3438-4163

E-MAIL : h p g @ k h k . o r . j p